○品川区保育所施設改修費補助金交付要綱

制定　令和８年 10 月２日　区長決定　要綱第 235 号

（目的）

第１条　この要綱は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 35 条第４項の規定に基づき設置された区内の認可保育所(以下「保育所」という。)における施設改修および設備の更新等に要する経費について、補助金を交付することにより、保育所の整備を促進し、もって児童福祉の増進を図ることを目的とする。

（補助対象者）

第２条　この要綱による補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、保育所を運営する民間事業者のうち、賃貸物件（定期借家契約により契約されたものを除く。）を活用して保育所を設置しているもので、保育行政を運営する上で区が必要と認めるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者としない。

(1)暴力団（品川区暴力団排除条例（平成２４年品川区条例第３４号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員（暴排条例第２条第２号に規定する暴力団員および同条第３号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)。

(2)法人その他の団体の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの。

（補助対象経費等）

第３条　この要綱による補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、保育所の改修または設備の更新(以下「補助事業」という。)に伴う経費とする。

２　前項の規定にかかわらず、補助事業に対して、この要綱による補助金以外の補助金、寄付金その他の収入がある場合は、当該補助事業に関してはこの要綱による補助金の交付対象外とする。

（補助要件）

第４条　補助要件は、次のとおりとする。

(1)　保育所の運営上必要なものであること。

(2)　建物の維持管理を怠ったことに起因するものでないこと。

(3)　補助金交付申請時点で保育所の施設開設から 10 年以上を経過していること。

(4)　過去にこの要綱による補助金が交付されている場合、当該補助金交付の日から 10 年を経過していること。

⑸　施設改修および設備の更新等を行うにあたり建物貸主の許可を得ていること。

（補助金の交付額）

第５条　補助金の額は、別表で定める補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して

いずれか少ない金額に 4 分の 3 を乗じた額とする。ただし、算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第 6 条　補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、区長が別に指定する期日までに品川区保育所施設改修費補助金交付申請書(第 1 号様式)に必要な書類を添えて区長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定および通知等)

第 7 条　区長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、および必要に応じて現地調査を行い、これを適当と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、品川区保育所施設改修費補助金交付決定通知書(第 2 号様式)により申請者に通知するものとする。

2　申請書に記載された金額の合計が予算額を超えるときは、子ども未来部長が別に定める基準に基づき申請者を選定し、予算の範囲内において補助金の交付の可否を決定するものとする。

3　区長は、前項の規定により補助金の交付を決定するに当たり、補助事業に関して、必要な条件を付すことができる。

4　区長は、第 1 項の現地調査等の結果、申請の内容が不適当と認めたとき、または第 2 項の選定外となったときは、補助金の不交付を決定し、理由を付して品川区保育所施設改修費補助金不交付決定通知書(第 3 号様式)により申請者に通知するものとする。

(変更申請)

第 8 条　前条第 1 項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定後、事情の変更等により申請の内容を変更する場合は、品川区保育所施設改修費補助金変更交付申請書(第 4 号様式)に関係書類を添えて、区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定額の変更によらない軽微な変更については、この限りでない。

(変更承認等)

第 9 条　区長は、前条の申請について承認するときは補助事業者に対して品川区保育所施設改修費補助金変更承認通知書(第 5 号様式)により通知し、承認しないときは品川区保育所施設改修費補助金変更不承認通知書(第 6 号様式)により通知するものとする。

(実績報告)

第 10 条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助金の交付決定日の属する年度末（以下「提出日」という。）までに必要な書類を添えて品川区保育所施設改修費補助金事業実績報告書(第 7 号様式。以下「事業実績報告書」という。)を提出しなければならない。ただし、提出の期限に関し、提出日を超えて提出することとなる場合において、区長が必要と認める場合には、区長が別に定める日までに提出しなければならないものとする。

（補助金額の確定）

第 11 条　区長は、前条の規定により提出された事業実績報告書の審査を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付決定した金額の範囲内で交付すべき補助金の額を確定し、品川区保育所施設改修費補助金額確定通知書(第 8 号様式)により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第 12 条　前条の規定による額の確定通知を受けた補助事業者は、速やかに品川区保育所施設改修費補助金交付請求書(第 9 号様式)を区長に提出しなければならない。

2　区長は、前項の規定による請求があったときは、補助金を一括して交付する。

（事故報告等）

第 13 条　補助事業者は、補助事業が補助金の交付決定日の属する年度内に完了しない場合またはその遂行が困難となった場合は、速やかにその理由および遂行の見通しその他必要な事項を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

（交付決定の取消し）

第 14 条　区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1)　偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2)　補助金を補助事業以外に使用したとき。

(3)　この要綱、補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令もしくは補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

(4)　前 3 号に掲げるもののほか、区長が不適当と認めたとき。

2　区長は、前項の規定に基づき決定の取消しを行った場合は、取消しの金額および理由を付して品川区保育所施設改修費補助金交付取消通知書(第 10 号様式)により補助事業者に通知するものとする。

（返還命令等）

第 15 条 区長は、前条第 1 項の規定による決定の取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金額が交付されているときは、当該取消しに係る部分の額の返還を命じることができる。

2 区長は、前条第 1 項の規定による決定の取消しの対象となる事実を確認した場合において、なお補助事業者がその状況を改善していないと認めるときは、助成の全部または一部を行わず、もしくは停止し、または補助金額を減額することができる。

（違約加算金）

第 16 条 補助事業者は、前条第 1 項の規定により補助金額の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金額の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年１０．９５％の割合で計算した違約加算金（１００円未満を除く。）を納付しなければ

ならない。

2　前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても３６５日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第 17 条 区長は、前条第１項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（他の補助金等の一時停止）

第 18 条 区長は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金の全部または一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき他の補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

（書類の保存）

第 19 条　補助事業者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存するものとする。

（消費税仕入控除税額の報告）

第 20 条　補助事業完了後に消費税および地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税および地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第 11 号様式)により速やかに区長に報告しなければならない。ただし、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税および地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等(以下「本部等」という)で消費税および地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づくものとする。

2　区長は、前項の規定による報告があったときは、当該仕入控除税額の全部または一部を区に納付させることができる。

（委任）

第 21 条　この要綱の実施に関し、必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付則

この要綱は、令和８年４月１日から適用する。

別表（第５条関係）

補助基準額
33,372,000 円

第１号様式（第６条関係）

年　　月　　日

品川区長　あて

法人住所
法人名
代表者職・氏名

品川区保育所施設改修費補助金交付申請書

　　年度品川区保育所施設改修費補助金として、下記のとおり交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

１　交付申請額　　金　　円

２　対象事業　　別紙のとおり

第１号様式　別紙

対象事業

１　対象施設の概要

⑴　名称

⑵　所在

⑶　開設年月日　　年　　月　　日

２　支出予定額内訳

内容	金額
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合計	円

３　添付書類

⑴ 対象事業の内容が確認できる資料

図面等

⑵ 法人の支払実績が確認できる資料

契約書の写し等、法人の支出金額の根拠となる資料

⑶ その他

第２号様式（第７条関係）

第　　号
年　　月　　日

（法人名）
（代表者名）

品川区長

品川区保育所施設改修費補助金交付決定通知書

　　年　　月　　日付けで申請のあった　　年度品川区保育所施設改修費補助金については、下記により交付することを決定したので通知します。

記

１　交付決定額　　金　　円

２　補助条件

第３号様式（第７条関係）

第　　号
年　　月　　日

（法人名）
（代表者名）

品川区長

品川区保育所施設改修費補助金不交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった　　年度品川区保育所施設改修費補助金については、下記の理由により補助金を交付しないことを決定したので通知します。

記

理由

第４号様式（第８条関係）

年　　月　　日

品川区長　殿

法人住所
法人名
代表者職・氏名

品川区保育所施設改修費補助金変更交付申請書

　　年度品川区保育所施設改修費補助金について、下記のとおり補助金を変更されたく、関係書類を添えて申請します。

記

１　変更交付申請額　　金　　円

２　対象事業　　第３号様式のとおり

３　変更理由

４　添付書類

第５号様式（第９条関係）

第　　号
年　　月　　日

（法人名）
（代表者名）

品川区長

品川区保育所施設改修費補助金変更承認通知書

　　年　　月　　日付けで変更申請のあった　　年度品川区保育所施設改修費補助金について、下記のとおり承認したので通知します。

記

１　承認内容

２　変更前補助金額　　金　　円

３　変更後補助金額　　金　　円

第６号様式（第９条関係）

第　　号
年　　月　　日

（法人名）
（代表者名）

品川区長

品川区保育所施設改修費補助金変更不承認通知書

年　　月　　日付で変更申請のあった　　年度品川区保育所施設改修費補助金については、下記のとおり承認しないこととしたので通知します。

記

不承認の理由

第 7 号様式（第 10 条関係）

年　　月　　日

品川区長　殿

法人住所
法人名
代表者職・氏名

品川区保育所施設改修費補助金事業実績報告書

　　年　　月　　日付　　第　　号により補助金交付決定通知を受けた　　年度品川区保育所施設改修費補助金について、別紙「事業実績報告書」のとおり事業実績を報告します。

別紙

事業実績報告書

1　対象施設の概要

(1)施設の名称

(2)所在地

(3)運営主体

2　施設改修事業

(1)施設の規模および構造

ア　敷地面積＿＿＿＿㎡

イ　敷地の所有形態（自己所有、借地、買収地の別）

ウ　建設の面積　建築面積＿＿＿＿㎡、延床面積＿＿＿＿㎡

エ　建物の構造（　　）

(2)補助事業実績内訳

①工事費	＿＿＿＿＿＿円
②工事事務費	＿＿＿＿＿＿円
③移転費	＿＿＿＿＿＿円
④設備更新費	＿＿＿＿＿＿円
補助対象経費合計	＿＿＿＿＿＿円

(3)実績

①工事等契約年月日	年　月　日
②着手年月日	年　月　日
③完了年月日	年　月　日
④完了後の事業開始年月日	年　月　日

3　添付書類

(1)契約書の写し

（交付申請に添付したものと同一の場合は省略）

(2)費目別内訳書

(3)建物配置図、平面図、立面図

(4)改修主要部分の写真

第８号様式（第 11 条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

品川区長

品川区保育所施設改修費補助金額確定通知書

年　　月　　日付けで事業実績報告書の提出があった品川区保育所施設改修費補助金について、下記のとおり確定したので通知します。

記

１　補助金確定額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

２　補助事業　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第９号様式（第 12 条関係）

年　　月　　日

品川区長　殿

法人住所
法人名
代表者職・氏名

品川区保育所施設改修費補助金交付請求書

　　年　　月　　日付　　第　　号により補助金確定通知を受けた　　年度品川区保育所施設改修費補助金を下記のとおり請求します。

記

請求額　　金　　円

第10号様式（第14条関係）

第　　号
年　　月　　日

（法人名）
（代表者名）

品川区長

品川区保育所施設改修費補助金交付取消通知書

　　年　　月　　日付で承認した　　年度品川区保育所施設改修費補助金については、下記のとおり承認を取り消しすることとしたので通知します。

記

1　取消補助金額　　金　　円

2　取消の理由

第 11 号様式（第 20 条関係）

年　　月　　日

品川区長　殿

法人住所
法人名
代表者職・氏名

消費税および地方消費税に係る仕入控除税額報告書

　　年　　月　　日付　　第　　号により補助金確定通知を受けた　　年度品川区保育所施設改修費補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定したため、下記のとおり報告します。

記

1　補助金額　　金　　円

2　消費税および地方消費税の申告により確定した消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還額）

金　　円

3　添付書類

⑴　２の消費税および地方消費税に係る仕入れ控除額に係る確定申告書の写し（確定申告後に修正申告等を行った場合には、その修正申告の写し）

⑵　２の消費税および地方消費税額に係る仕入控除税額の積算内訳など

⑶　その他区長が必要と認めたもの